

第 581 回 統計審議会議事録

- 1 日時 平成 13 年 2 月 16 日（金） 14:00～15:40
- 2 場所 総務省第 3 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 6 階）
- 3 出席者

【委員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省南原調査官、厚生労働省渡辺部長、農林水産省上倉室長、経済産業省種岡部長、国土交通省寺前部長、東京都早川部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同北田統計審査官

4 配布資料

(1) 庶務事項

- 部会長及び部会に属すべき委員の指名について
- 統計審議会専門委員の発令について
- 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- 諮問第 268 号「日本標準産業分類の改訂について」
- 諮問第 269 号「工業統計調査の改正について」

(3) その他

- 統計審議会会議内規
- 統計審議会部会設置内規
- 平成 12 年 11 月指定統計・承認統計・届出統計月報(第 48 巻・第 11 号)
- 平成 12 年 12 月指定統計・承認統計・届出統計月報(第 48 巻・第 12 号)
- 指定統計の公表実績及び予定

5 議題及び議事

(1) 庶務事項

- 1) 部会長及び部会に属すべき委員の指名について
竹内会長から、資料 1 のとおり部会長及び部会に属すべき委員の指名を行った旨報告があった。
- 2) 統計審議会専門委員の発令について
竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料 2 のとおり発令された旨報告があった。
- 3) 部会に属すべき専門委員の指名について
竹内会長から、資料 3 のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

- 1) 諮問第 268 号「日本標準産業分類の改訂について」
総務省統計局統計基準部の牛尾調査官が諮問文の朗読及び改訂案の説明を行った。

[質 疑]

竹内会長) この改訂案は、かなり以前から分類検討会で議論し、取りまとめて諮問されたものである。本審議会、部会で議論し、決定することになるが、答申予定はいつか。

牛尾調査官) 答申は平成14年1月頃にはいただきたい。

竹内会長) 細かい点は、今後部会で審議されることになるが、改訂案について意見等はあるか。

新村委員) 一点目は、改訂されたものについては、過去に遡及して再集計され、データベースを作成するのか。二点目は、分類項目を廃止あるいは新設する時の数値的な基準はあるか。三点目は、新設の項目については既にデータのアベラビリティをチェックしているのか。

四点目は、全体として、今回の改訂はかなり社会構造が変化する中で需要の変化に対応した良いものと思うが、全体をもう一度見直すと、製造業の内訳などは供給側からのアプローチであり、若干そごがあると感じた。これまでの審議会において需要サイド先決型の分類が提案あるいは検討されたことはあるか。これは今回の案とはやや離れた話であり、全体を見て感じた印象である。過去に既に検討されていれば、結論を教えていただきたい。

竹内会長) 最初の3点と最後の点はかなり性質が違うので、まず、最初の3点について回答いただきたい。

牛尾調査官) 一点目の分類項目の時系列のデータベースは作成していない。国際分類と同様に新旧対応表で、改訂ごとに前回と改訂分を比較した資料整理を行い、ユーザーに提供している。

二点目の廃止・新設の数値的な基準については、大分類・中分類は産業構造の変化を見る上で、作成者側とユーザー側の双方の考え方もあり、数値的な基準は設けず、総合的に判断することになっている。小分類・細分類項目については、量的基準として改訂案を作成する前に各省に提示しながら共同作業を行っている。

基本的な考えは、直近の上位分類項目における事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成が安定的に10%以上になっているものを新設する。これはただ上位の概念がガリバー的な産業と低い産業で異なり、一律ではなく、一つの目安と考えていただきたい。

廃止については、統計上使われていないもの、規模が縮小し、特に継続的に直近上位における構成比が1%を下回るものについて作業を進めている。

三点目の新設のデータチェックについては、新設する際に基本的にはデータ、分類がないので、統計調査結果として集計されていない場合が多いが、業界のデータ、行政記録、許認可関係のデータをもとに推計し、データのチェックを行っている。大体これくらいの規模であるという推定のもとで、新設しても大丈夫かを考える。新設するということは、統計調査で結果表章することになり、例えば、新たに「カラオケボックス業」を作ると、これからは統計調査で把握できることになる。

新村委員) 三点目の新設された項目については、これから公式統計が作られるということか。

牛尾調査官) 各省が作成することになる。

竹内会長) 三点目について一点目とも関係するが、産業分類とは標準分類であり、標準分類を

使ってそれぞれの統計調査が実施される。調査実施者が分類していただきたいということで、その枠組みを作る。細分類等まで必要かはそれぞれの統計の種類によって違うので、実施者が判断することから、必ずしも分類することにはならない。分類する場合は、違った細分類ではなく、標準分類に合わせて行うこととなる。

継続性についても同じく、遡及して積算し直すことは統計調査の実施者である各省庁で行うことである。枠組みとして提示するのが標準分類の性質で、どう実行するかは各省庁である。ただし、矛盾することは避けてもらうこととしている。

牛尾調査官) 四点目は難しい問題であり、産業分類について、確かにユーザーから、需要者側の視点で分類基準ができないかということが、過去から言われ続けている。一つの基準で分けて行くと、どうしても供給側となる。需要側の基準で農業からサービス業までの体系を組み立てることは不可能である。

需要者側について過去にテスト的に調べたことはあり、前回の改訂時にも検討した。産業分類は事業所を単位にしているが、需要者側からの分類では、一つの事業所が二つに分かれることが起こる。今回も「F－製造業」に関して経済産業省で検討したが、思い切った見直しを行うと、過去の統計との時系列性の確保が問題となった。ある程度の調査研究期間を要することから、今回は現行の枠の中で整理している。

竹内会長) 産業分類部会長である舟岡委員の考えはいかがか。

舟岡委員) 製造業については、現行では、素材製造の産業と、加工・組み立ての産業に大きく分類し、さらに素材製造業、加工産業のなかをそれぞれ使用する原材料と素材に着目して分類し、組み立て産業を製品の機能に着目して分類している。全体を通して供給サイドから生産工程をベースに分類しているが、分類検討会での製造業についての数回にわたる議論のなかで需要サイドの視点に立った分類が可能かどうかを検討した。しかしながら、牛尾調査官からの説明のとおり、工業統計調査を主とした現行の統計に多大な影響を及ぼすことと、実態の的確な把握を踏まえた十分な検討が必要であるとの判断に立って、今回、改訂案の作成には至らなかった。

竹内会長) その問題は10年程前に私が分類部会長であった時からの議論である。一元的な枝分かれの分類をする際には、多分、両方の視点を入れるのは無理であり、場合によってはクロス・タビュレーション、つまり縦横のマトリックス型の分類にしなければならないのではないかという議論があった。しかし、実際にそのような分類を行うのは大変であり、まだなされてない。今や供給側の分類と需要側の分類がかなり違ってきており、矛盾なく一元的に分類するのはおそらく不可能ではないだろうか。

今後の課題としては縦横の二元分類、場合によっては三元分類が必要になるのではないかと考えている。当面は時間的余裕がないと思われるので、検討するとしても間に合わないと思う。

ただ、これは困ったことに間に合わないとは常に言えることで、今回見送ると、次回で同じ課題が出てくる。どのようにすべきか審議会で相談の上、審議の進め方についてじっくり考えて行きたい。

美添委員) 今の説明は主として製造業の例であり、製品、原材料、製造工程などの基準は比較的わかりやすい。第3次産業になると何を基準にするか、国際標準分類等の様々な考え方や、わが国の産業分類体系は何を基本的な考え方とするかなどの整理は早い段階

で部会の審議内容として報告いただきたい。

竹内会長) 標準分類の「一般原則」について、以前大議論した記憶があるが、今回変わる部分はあるか。

牛尾調査官) 今のところ持株会社について考えている。他については現行の考え方を維持したいと考えている。

竹内会長) 現行どおりであっても報告した方がよいのではないか。

牛尾調査官) そのようにしたい。

竹内会長) 以前大議論した記憶があるうえ、今の美添委員の発言に関係すると思われる。

清水委員) 分類体系と需要サイド・供給サイドの議論について、個人的見解では、既に今の産業分類は、特にサービス業に関して、エンドユースである需要サイドの条件で分類せざるを得ない状況である。製造業は依然として事業所をベースにする限り、供給サイドの条件でやらざるを得ない。つまり今後とも両者のミックスでいかざるを得ないのではないか。

一元的に需要条件を織り込んで分類の体系を図るのは相当困難であるが、今後部会審議を通じて議論をしても実りのある結果が出てこないのではないかと印象を得た。

竹内会長) 分類の原則については、製造工程、原料等、様々な面について説明がある。その過程の表現方法や順序が重要であるため、原則について説明が必要と申し上げた。

舟岡委員) 産業分類の制定時には物の生産のウェイトが高く、分類体系および分類基準も物を中心として組み立てられていた。各回の改訂時にはこれを踏襲してきたが、第7回の改訂時に物への分類基準をそのままサービスに適用し、物をサービスに置き換えた形で分類基準を作成した。その後の竹内会長が分類部会長の改訂時に大議論があり、分類基準が整理され、現在に至っている。

今回、「Lーサービス業」を分離分割する方針のもと、提供するサービスあるいは機能の同質性に着目して、いくつかの大分類を新設した。あらためてこれら大分類を含めて、広義のサービスに係る産業大分類を区分する。分類基準として、どのような基準があり得るかについて部会で議論しておきたい。評価しうる検討結果が得られたら、これまでとは逆の発想で物についての分類基準に適応し得るか否か、改めて検討してみたい。

竹内会長) そのようにしていただき、結果を中間的な段階でも報告いただきたい。

篠塚委員) 今回の改訂で運輸通信業が二つに分かれるが、この「Hー情報通信業」とすることとしたとき、間に「・」や「、」が入って「情報・通信業」あるいは「情報、通信業」にする等の議論があったと思うが、他のサービス業では、「医療、福祉」あるいは「教育、」となっている。情報通信業について一つのワードにした理由を教えてください。

二点目は、美添委員の発言のとおり、今回の改訂はサービス業の大幅な変更が大きな変化であると思う。サービス業の分類を変える時の考え方で、国際分類に準拠した並べ変えがどれぐらいあり、日本独自の産業分類項目がどれぐらいあるのか。

牛尾調査官) 情報通信業については、政府機関では「・」は既に使用しておらず、関係省庁では情報通信というワードで整理している。これは関係省庁からは異論は出ていない。

サービス業の変更は大分類では教育関係、医療、福祉、飲食店、宿泊業で基本的に

国際分類に合わせてきている。細分化したものは、最終的な作業が終わった段階で、日本と国際分類の比較表を作成して検討することとしたい。

竹内会長) これからも部会報告で議論していきたい。本件については、産業分類部会で詳しく審議をしていただくこととする。舟岡部会長によろしくお願ひしたい。

2) 諮問第 269 号「工業統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が諮問文の朗読及び諮問の趣旨説明を行った。続いて、経済産業省経済産業政策局調査統計部の畑構造統計課長が改正計画について説明を行った。

〔質 疑〕

舟岡委員) 工業統計調査は、しばらく変更がなく、2年前に設備面のアウトソーシングをとらえるべく、リース料を新たに調査事項とする改正があった。労働面で外部労働にどの程度依存しているかをとらえようとする今回の改正は、生産構造の実態把握のために時宜に適していると考ええる。

部会審議で考慮していただきたい点を述べると、本調査は、事業所を単位とした調査であり、従業者については生産現場の実態をアクチュアルベースでとらえることになっている。ところで、事業所・企業統計調査でも既に調査しているが、正社員・正職員等の調査概念は企業単位になじむ概念である。例えば、休業者をどう扱うか、出向・派遣について、受入れは今回調査するが、送出しはどう扱うのか等々、事業所単位と企業単位で異なる点について整理して議論していただきたい。

また、現金給与総額についても、企業会計上、人件費として計上されるのは、正社員・正職員、パート・アルバイト、臨時雇用者等であり、出向・派遣受入れのうち派遣については人件費として計上されない。出向・派遣従業者の受入れ人数を調査するのであれば、これと対応させて現金給与総額に含めてとらえる方が、利用者側で非常に使いやすいが、調査精度を勘案しながら、この取扱いについて慎重に検討していただきたい。

そして、消費税額についての取扱いの改正は、調査客体の負担軽減、調査精度の向上に資する意味では、適切な改正の方向と思う。今回、輸出比率を新たな調査項目としているが、商業統計調査の調査事項のように、仕入先別、販売先別の他企業との取引かあるいは同一企業内の事業所間取引かについての情報があると消費税額の推計においても精度が向上し、企業間、同一企業内の事業所間の分業が進展していることを考えると、そのような情報は企業の行動をとらえる際、有用と思う。今回の改正には間に合わないと考えるが、少し念頭に入れて部会審議を行っていただきたい。

竹内会長) 舟岡委員の発言で気になることは、臨時雇用者をいつとらえるかである。原則は月末と記載があるが、月末であれば12月31日が入る。12月31日とすると、おそらく臨時雇用者は場合によっては全員いなくなる。出向・派遣でも同じく、12月までとする月単位で締めた場合には、月末にはもう契約が終了している可能性がある。終了した時点でとらえるとゼロになる可能性がある。ここでは、おそらく「その月」としているのだから、それをよく分かるようにすべきである。

また、部会審議については、確かに主要改正点について議論を行っていただくこと

になるが、同時に、改正しない点はどうなっているか議論すべきである。つまり、ここは本当は改正すべきではないかということについてである。そうでなければ、改正案が出てくるまでは、いつまでも何も議論できないこととなり困るので、他のところも目を通すべきではないか。

今回の主要改正点である2項目のうち、1項目の消費税は論理的には改正案のとおりと思うが、2項目の雇用の把握については技術的な問題を十分検討すべきである。

菅野委員) 工業統計調査は、製造業について、センサス・ベースの一番基礎的なデータを提供するが、項目選択の基本的な考え方はあるのか。例えば、今回、雇用関係がかなり充実されるが、通常、企業活動では売上、収益等の様々な項目がある。ここでは、生産要素面、企業活動について生産要素への対価等の項目があり、選定・非選定の基本的な考え方を説明していただきたい。

竹内会長) 工業統計調査は、事業所単位での調査であり、企業単位の調査ではない。企業全体の収益関係は含まれていないことは基本的なポイントである。また、個々の事業所単位の調査結果を企業単位に組み替えて集計し、企業統計編として公表している。

本調査は、事業所単位での調査であることから、出荷額はあくまでも工場出荷時点である。同じ企業のうちの別の事業所への出荷も出荷として計算され、どこに出荷するかは分からない。そのため、直接外国に出荷した輸出額をとらえなければ、間接税の計算に困難を来たすので、今回把握することとしている。事業所単位で工業における付加価値の構造をとらえることが基本的な目的になっている。

清水委員) 会長の発言に補足する形で申し上げるが、事業所を対象にしているが、事業所が属する企業でしか管理されていない帳簿がある。事業所の生産活動の実態については、企業の本社でなければ捕捉できない問題がある。本来、本調査は、事業所の生産活動のすべてを知ることが目的にしているが、企業の本社でなければ分からない情報について、これまでも経験的に事業所の記入担当者の負担問題を勘案しながら、このような項目が選ばれてきている。

典型的なものとしては、本来ならば消費税は企業ベースで課税されており、企業の本社ないしは企業全体でもって消費税は帳簿上記載されており、事業所では分からない。出荷しているものがどのような形で課税対象になり、その消費税額はいくらかが分からないことから、これまでは消費税の記入を調査客体に対して要求してきたが、あまりにも返ってくる結果が理論上想定できる範囲を超えた結果が多く、誤記入が多い背景を考えると、どうやら企業の帳簿からしか算定できない内容ではないかというのが、内国消費税額から消費税を除外する大きな要因になっている。

竹内会長) 清水委員の発言にもう一つ付け加える。実は、調査票に記入する情報は、企業が本社で一元的に管理し、実際は企業の本社でなければ記入できず、事業所に調査票が送付されても本社に戻ってくる。あるいは、現在、情報化の時代であり、即座に取り寄せ可能であるが、本社で一元的に情報管理している事業者も少なくないであろうと考えられる。

現段階ではなく、将来の課題であるが、時代が変遷した時に、この調査の調査方法を技術的にどう考えるかという問題は発生し得る。

新村委員) 調査計画に製造品並びにくず及び廃物出荷額と記載されているが、調査票のどこに

当たるか。また、先ほど諮問された産業分類にも関わるが、最新の社会動向の一つに廃棄物の把握があると思われる。この調査が、そのツールになるためには、くず及び廃物出荷額のみで足りるのか。そして有償のくずのみが対象なのか。

畑課長) くず及び廃物の出荷額は、調査票の13番「製造品の出荷額」において、有償であるものについてくず及び廃棄物を含めて出荷物として記入される。

新村委員) 有償で売り渡す分だけなのか。

畑課長) 出荷する分のみである。

新村委員) 産業廃棄物等を有償処理するものは算入されないのか。

畑課長) 有償で処理するものは算入されていない。

竹内会長) くず及び廃棄物処理費用はこの中では別記されないのか。

畑課長) 処理費用はない。有償で出荷したものが出荷額として計上される。

竹内会長) 処理費用は、どのデータで調べるべきであろうか。

畑課長) 最も基本的な調査である工業統計調査では調べられない。工業統計調査は、指定統計調査の中で最も目的外使用の多い統計であり、追加的に調査をする、あるいは関連調査との関係で目的外使用を行い、別途調査をすることも考えられる。

竹内会長) 新村委員の指摘の産業廃棄物問題は大きな問題であるが、どう取り扱うべきか。

清水委員) 産業廃棄物は、旧厚生省が一般産業廃棄物について統計を整備しており、今後、おそらく環境あるいは産業廃棄物問題が生産活動とリンクして統計の整備の上でも重視されてくるかと思う。その場合、どうしてもいくつかの複数の府省にまたがるような統計項目がある。その一つはここで今指摘のあった典型例であると思う。

将来その方向性をどう組み込むか。これは、工業統計調査独自の問題ではなく、他統計とのリンクをどう図るかである。部会においても中・長期に関わる問題を答申に向けてではなく、これから議論すべき答申案と並行して、議論しておく必要があるかもしれない。

それは部会でどのような仕切りで、そういった種の問題をどのように取り扱うか、確かに中・長期的にというより、可能な限り早くいずれかの統計体系の中に組み込むことが必要だと思う。

竹内会長) 今の発言のように、これについては、厚生労働省や環境省の調査があるが、指定統計にはなっていない。生産面と産業廃棄面は非常に密接に情報を突き合せなければ、本当の事象は把握できない。そう考えると二つの異なる統計の接続が必要であり、そのような視点では指定統計の扱いが統計審議会の課題ではあるが、指定統計の扱いと密接な関連のある統計についても考えることが必要であろう。

場合によっては、指定統計以外の統計についても調べて、今後どうあるべきかを見ていくことが必要と思う。環境関係の統計については、今後、特に起こり得るので、各委員と相談して進めていきたい。

篠塚委員) 常用労働者が分割になり、新規に臨時雇用者が加わったが、新規に加わったことの解釈について確認したい。

今まで認識していたのは、常用労働者に従来はパートも派遣労働者も入っていた。事業所を調査対象としており、事業所は自らが事業所として常用的に雇っているものをパート、アルバイト、派遣労働者に関わらず、常用労働者と回答していた。

新規に臨時雇用者の項目があると、今度は、季節労働者、派遣労働者等、事業者が臨時的雇用と思ったものを記入するのか。調査票にはないが、外国人労働者、季節労働者等も新たに加わるのか。

畑課長) 従来の常用労働者を再区分した。パート、アルバイトの定義は、厚生労働省基準に則った月間 18 日以上であり、従来と変更はない。調査客体である企業の間違った解釈がない限り、常用労働者数自体は時系列的に把握可能である。

臨時雇用者は、今回新設になり、新しい数字となる。

竹内会長) 定義的には説明のとおりであるが、この指摘の重要なことは、パート、アルバイトと臨時雇用者をどこで線を引くのかである。調査される側が十分分かるような説明をしなければ、「分かっているはず」としても調査記入者側は困るのではないのかということである。

清水委員) 要点は臨時雇用者の新設に当たっては、それが旧常用雇用者に含まれていたのかどうかである。常用雇用者から臨時雇用者を引き剥がして遡及して過去に遡ると、とても奇妙な統計になる。とすると、少なくとも臨時雇用者は過去の常用雇用者に含まれてはならない。

舟岡委員) それは、含まれてはいない。

竹内会長) ということは含まれていないように明確に定義の記載をしなければならないということであろう。

畑課長) 明確に記載することとする。

舟岡委員) 他の労働統計調査と同じ定義のはずであり、誤解は生じないのではないか。

竹内会長) 臨時雇用者の定義を明確に記載すべきということである。

本件については、鉱工業・建設統計部会において審議していただくこととする。清水部会長によりしくお願いしたい。

なお、本日の諮問事項に関し、欠席の飯島委員から「意見」が提出されており、これからお手元に配布する。

この「意見」に常用労働者、パート、アルバイト、臨時雇用者は通念上区別が紛らわしいと記載されている。これは、明確に定義を記載すればよく、分類方法を変えるまでは至らないものと思う。この点は部会で詳しく議論してほしい。

また、外国人労働者の増加に関し、今後、何らかの形で把握するよう検討すべき旨の記載があるが、この点は、工業統計調査ではなく、外国人労働者雇用は労働関係の統計調査で把握すべきではないのか。事業所をベースにした工業統計調査は、外国人労働者の把握には困難な部分もあり、調べることにより他のデータの信頼性をかえって損なう危険性があるのではないのか。飯島委員の意見には私個人としては賛成ではない。

その次に、食料品製造業に化学調味料があるが、違う名称の方がよいとする意見については、業界からの要望であるが、産業分類部会で細部を検討する参考にしていただきたい。ここで取り上げて議論するものではないと思う。

(3) その他

- 竹内会長から統計法施行令第 1 条の 3 及び統計報告調整法施行令第 1 条の 2 における「統計審議会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについての提案があった。

竹内会長) 配布した新旧対照条文から、以前の総務庁組織令では統計審議会の所掌は「長官の諮問に応じて、統計調査の審査、基準の設定及び総合調整並びに統計報告の調整に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し長官に建議すること。」としている。これに対し、現在の総務省組織令では「規定によりその権限に属された事項を処理する。」としている。

次に統計法施行令第1条において、「指定統計の指定をしようとするときは、あらかじめ、統計審議会の意見を聴かねばならない。」とされ、また、第1条の3指定統計調査に関し、「承認をしようとするとき、又は当該承認をしないこととするときは、あらかじめ、統計審議会の意見を聴かねばならない。ただし、統計審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りではない。」との条文がある。

また、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に「あらかじめ、統計審議会の意見を聴かねばならない。」とする条項がある。統計報告調整法施行令に「あらかじめ、統計審議会の意見を聴かねばならない。ただし、統計審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りではない。」とする統計法施行令と同文がある。

以上の統計審議会の所掌で従前の「重要な事項」は、改正後は「統計審議会が軽微な事項として認めるもの」以外としている。今までの慣例では、実質的に軽微な事項は統計基準部が処理していた。これは配布資料「『統計審議会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて(案)」の「1 これまでの対応」に記載されているものである。

基本的にはこれまでの慣行と同じでよいのかもしれないが、今回、審議会の性格が法施行型に変わった。「統計審議会が軽微な事項と認められるものについては、この限りではない」とは、軽微な事項については当審議会の審議の対象から明示的に除かれることであり、それが軽微であるかどうかは統計審議会が判断することとなる。

この取扱いについて、当審議会は、これまで軽微な事項として当審議会の調査審議の対象となっていなかったものを、今後とも軽微な事項と認めることを原則として、統計基準部で処理し、その処理結果について、統計審議会に報告していただきたい。それも単なる資料配布ということではなく、やはり報告をしていただきたい。

事後承認的になるが、審議会として正式な形で「軽微なこととして認める」形をとりたい。ただし、軽微な事項とされてきたことであっても、統計基準部でより慎重を期すとするものは、会長や関係部会と協議あるいは部会において予備的な検討を行うこととし、その結果について部会長が審議会に報告し、審議会は軽微であるか判断することとする。

現実的には今までとそれほど変わらないが、基本的には形式上、統計審議会が軽微であると事後的には承認した形態としたい。また、統計審議会として何が軽微な事項として実際に処理されたか知ることは必要と思われるので報告はいただくことにしたい。簡易ではないと思われるものは改めて審議させていただく。

例えば、配布資料の「集計結果の公表の方法及び公表期日について統計利用者の利便に資する観点からの変更」であっても、調査内容に関われば必ずしも軽微ではないこともあると思う。場合によっては、会長あるいは関係部会長と相談する。もう少し

検討が必要と考えた場合には部会において審議する。

軽微な事項と認めるものという条文をこのような取扱いで処理したいがよろしいか。

それでは、今後、このような取扱いにしていくこととする。

—以 上—